

一般社団法人広島市歯科医師会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人広島市歯科医師会（以下、「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を広島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、歯科医学・歯科医療に携わる歯科医師を代表する公益団体として、医道の高揚、歯科医学医術の進歩発達及び公衆衛生の普及向上とを図り、並びに歯科医療技術の提供に努め、もって市民の健康と福祉を増進することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、日本歯科医師会及び広島県歯科医師会との連携のもと、次の事業を行うものとする。

- (1) 医道高揚に関する事項
- (2) 公衆衛生・歯科保健の研究及び普及啓発に関する事項
- (3) 口腔疾病予防、保健・福祉の推進に関する事項
- (4) 社会保障制度における歯科医療の確立に関する事項
- (5) 緊急時の歯科医療体制整備に関する事項
- (6) 市民及び会員への広報活動に関する事項
- (7) 歯科医学及び歯科医療の研究と研修に関する事項
- (8) 会員の福祉及び歯科医業の向上に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事項

2 前項各号の事項を実施するために必要な規則は、理事会において別に定める。

第3章 会員

(会員の構成)

第5条 本会の会員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 正会員 広島市内において就業する歯科医師及び過去に就業していた歯科医師のうち理事会で承認された者
- (2) 準会員 広島市内に所在する病院又は診療所に勤務する歯科医師であって準会員となることを希望した者
- 2 正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。
- 3 第1項の会員のうち、栄誉の敬称である終身会員は別途規則に定める。
- 4 第1項の会員の資格は一人いずれか1個とし、重複して取得することはできない。

（会員の資格の取得）

第6条 本会の会員は、日本で歯科医師の免許を受けた者（歯科医師法第34条の規定によって厚生労働大臣の許可を受けた医師を含む。）で、かつ本会の目的及び事業に賛同した者とする。

- 2 本会へ入会しようとする者は、理事会において別に定める申込書を本会に提出し、理事会の承認を受けた後、所定の入会金を納付するものとする。
- 3 会員は、申込手続きを経て、同時に日本歯科医師会及び広島県歯科医師会の会員となる。

（会員の義務）

第7条 会員は、総会の議決事項を遵守する義務を負う。

- 2 会員は総会において別に定める会費及び負担金を支払う義務を負う。

（任意退会）

第8条 会員は、本会を退会しようとするときには、その旨を記載した書面を本会へ提出しなければならない。

- 2 退会しても支払った会費や負担金の返還を受けることはできない。

（戒告・除名）

第9条 会員であって、次の各号に該当する者は、戒告、会員の権利（法人法上の社員の権利を除く。）の一部停止、除名をすることができる。

- (1) 歯科医師として職務をけがした者
- (2) 本会の体面をけがした者
- (3) 本会の綱紀を乱した者
- (4) 会員たる義務を怠った者
- 2 前項に規定する戒告、会員の権利の一部停止、除名は、総会の決議を経るものとする。
- 3 本会から除名された者は、5年を経過した後、理事会の議決を経て再入会することができる。

きる。

- 4 除名により、その資格を喪失したときは、会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条第2項に規定する会費もしくは負担金について、1年以上又は1年分に相当する額を支払わなかったとき。
- (2) 広島県歯科医師会会員たる資格を失ったとき。
- (3) 総会員が同意したとき。
- (4) 当該会員が死亡したとき。

第4章 総会

(総会の構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任及び解任
 - (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
 - (4) 役員の報酬等の額
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - (6) 定款の変更
 - (7) 解散及び残余財産の処分
 - (8) 入会金の額並びに会費及び負担金等の額もしくは負担率
 - (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
 - (10) その他、理事会において必要と認められた事項
- 2 前項第3号の会長の選定にあたっては、別に定めるところにより正会員の意識を調査し、その結果を参考にすることができる。

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総会を招集するときは、会議の目的である事項及びその理由、日時、場所を記載した書面をもって、少なくとも 14 日前までに会員に通知しなければならない。
- 3 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(総会の議長及び副議長)

第15条 総会の議長及び副議長は常任とし、その任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

- 2 総会の議長及び副議長は、理事会において選出する。
- 3 欠員を生じた場合、補欠者の任期は前任者の残任期間とする。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 総会は予め通知された事項についてのみ決議する。

(書面等による議決権行使)

第18条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について、書面等をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合において、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員の中から選出された議事録署名者2名がこれに記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上13名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長、若干名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とするが、会長に事故あるとき又は欠けた場合において理事会が必要と認めた時は、副会長の中から、法人法上の代表理事を理事会の決議によって選定することができる。

4 第2項の副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

5 監事のうち、1名を外部監事とする。

(役員を選任及び選定)

第21条 理事会は、総会の目的である役員を選任及び会長、副会長、専務理事の選定に係る議案を決定する。

2 理事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。

3 会長、副会長、及び専務理事は、総会の決議によって理事の中から選定する。

4 監事は、総会の決議によって選任する。

5 監事を選任に関しては、監事を選任に係る議案を作成するにあたり、正会員の中から当該候補者を募集しなければならない。募集要領は理事会において定める。

6 総会員の議決権の30分の1以上の議決権を有する会員は、総会の日の6週間前までに、会長に対して、総会の目的である役員を選任及び選定につき当該会員が提出しようとする議案の要領を会員に通知することを請求できる。

7 本会の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

8 本会の監事には、本会の理事(親族その他特殊の関係にある者を含む。)及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、予め理事会で決めた順位に従い、法人の代表を伴わない業務執行のみを代行する。
- 4 専務理事は、会長の旨を受けて会務を掌理し、会長及び副会長共に事故あるとき又は欠けたときは、予め理事会で決めた順位に従い、法人の代表を伴わない業務執行のみを代行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 役員任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 役員に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任免除)

第27条 役員は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該役員が善意かつ重大な過失がない場合には、本会は、法人法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠った事による役員損害賠償責任を法令

の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定に関わらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 名誉会員・顧問及び委員

(名誉会員)

第33条 本会に名誉会員を置くことができる。

- 2 名誉会員は、歯科医学医術の研究発達又は歯科医学医業の指導発展に功労ある者について、特に総会の議決を経て会長が選任する。
- 3 名誉会員は、本会における榮譽の敬称として待遇する。

(顧問)

第34条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は総会の議決を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。
- 4 顧問は会長の諮問に応え総会又は理事会に出席して意見を述べるができる。ただし、表決に加わることはできない。

第8章 委員会

(構成等)

第35条 専門の事柄を調査、審議させるため、理事会はその決議により、委員会を置くことができる。

- 2 委員会は、委員をもって組織する。
- 3 委員会の種類、構成及び任務その他必要な事項は理事会において別に定める。

第9章 事務局

(構成等)

第36条 本会の事務を処理するために、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所用の職員を置く。
- 3 事務長は会長が理事会の承認を経て、その他の職員は会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営その他必要な事項は理事会において別に定める。

第10章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 本会の事業年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類は、理事会の承認を経た後、総会に報告するものとする。
- 3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号の書類については、定時総会に報告し、第3号、第4号の書類については、定時総会の承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第40条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 本会の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第13章 雑 則

(委任)

第45条 この定款の施行について必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

- 1 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下、「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 2 この定款は、整備法第121条第1項において読み替えて準用する法律第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 3 本会の最初の代表理事及び会長は土江健也、副会長は川原正照、熊谷宏、専務理事は山本智之とする。
- 4 本会の移行の登記後最初の理事は、次に掲げる者とし、その任期は、平成24年度終了後3ヶ月以内に開催する定時総会の終結の時までとする。
土江健也、川原正照、熊谷宏、山本智之、荒谷恭史、三戸敦史、上田裕次、本山智得、瓜生賢、水内裕之、木村太言
- 5 本会の移行の登記後最初の監事は、次に掲げる者とする。
島末一則、岡松友和、篠原敦子
- 6 本会の移行の登記後最初の総会の議長は野坂寛、副議長は小田浩とする。